幼児教育・保育の無償化について

３歳から５歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する

子どもたちの利用料は無償化されます。

※　0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

○　**幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する３歳から５歳までの全ての子どもたち**の利用料が無償化されます。

- 幼稚園については、月額上限28,000円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月１日から小学校入学前までの3年間です。
  （注）幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化となります。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
  ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。**※裏面参照**
- 現在、幼稚園、保育所、認定こども園をご利用の方については自動的に制度が適用されることから、保育料の無償化についての申請は不要です。

○　**０歳から２歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象**として利用料が無償化されます。

- 子どもが2人以上の世帯については負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

（注1）年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。
（注2）年収640万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問わず、0歳から2歳までの第2子以降は無償となります。

- 現在、保育所、認定こども園をご利用の方については自動的に制度が適用されることから、保育料の無償化についての申請は不要です。

【対象となる施設・事業】

○　幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象**とされます。

（注）地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

○　無償化の対象となるためには、申請により**「保育の必要性の認定」を受ける必要**があります。

（注）「子育てのための施設等利用給付認定申請書」により、通われている幼稚園等を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

○　幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額12,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

○　無償化の対象となるためには、申請により**「保育の必要性の認定」を受ける必要**があります。

（注1）保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

（注2）「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

○　**３歳から５歳までの子どもたちは月額40,300円まで、０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額45,700円まで**の利用料が無償化されます。

（注1）月の途中で認定期間が終了、もしくは開始される場合または転出入の場合は、月額限度額は認定日の日数で日割りになります。

【対象となる施設・事業】

○　**認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

（注1）認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

○　**就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、３歳から５歳までの利用料が無償化**されます。

問合せ先：恵庭市子ども未来部幼児保育課
TEL:0123-33-3131（内線1233・1251）
恵庭市公式ホームページ:https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/